## 浄化槽をご使用の方へ

浄化槽が正しく機能するために、保守点検、清掃、法定検査 を実施することが、浄化槽法により義務付けられています。

#### 保守点検

浄化槽の機能を維持するため に機器類の調整や消毒薬の補充 などを行います。県の登録業者 に委託してください。

#### 回数

年に3~4回以上 ※種類や大きさによって回数は 異なります。

# 清掃

浄化槽内に汚泥が溜まると、 臭いや水質悪化の原因になるため、汚泥の引き抜きなどを行い ます。市で許可されている業者 に委託してください。

**■回数** 年に1回以上

#### 法定検査

保守点検と清掃とは別に、指 定検査機関による検査を2つ、 必ず受けなければなりません。 指定検査機関または保守点検業 者に委託してください。

## ■必要な検査

- ・使用開始後4~8か月目まで に受ける水質検査(7条検査)
- 毎年1回の定期検査(11条 検査)

#### ■問い合わせ先

(一社)栃木県浄化槽協会 ☎028(633)1650



## スズメバチの駆除費を補助

駆除業者に依頼してスズメバ チの巣を駆除した方に、費用の 一部を補助しています。

- ■補助金額 駆除に要した費用 の2分の1 (上限7,000円、100 円未満切り捨て)
- ■申込方法 駆除後、申請書と 必要書類を環境課に提出
- ■必要書類 駆除に要した費用 の領収書、写真(駆除前と駆除 後)、巣の位置図、市税の滞納 がないことを証明する書類

### ■市内の業者

(株)県南環境(株)スマイテック(本)2518(本)2518

# 剪定枝(小枝)の出し方

剪定枝(小枝)は、資源としてリサイクルするため、南部清掃センター(野木町)で堆肥化しています。剪定枝を出すときは、次のようにしてください。

- 枝は太さ直径10cm、長さ1mまでのもの
- 直径30cmまでの束にする
- 麻ひもか紙ひもで縛る(ビニールひもは堆肥化できないので使用不可)

## 剪定枝(小枝)の回収に 出してはいけない植物

次の植物は堆肥化できないため、燃やすごみ(可燃ごみ)に出してください。

#### ■毒性のある植物

キョウチクトウ、あせび、う るし、アジサイなど

### ■繊維質の多い植物

藤などのツル科の植物、シュロの木、竹

### ■病害虫の付いた植物など

松くい虫、赤星病、腐った樹木など

■その他 草花、刈り草、落ち葉、木くず(燃やすごみに出す前に土を落としましょう)

### ■収集できないもの

木の根、切り株(直接搬入は 可能ですが、条件あり。詳しく はお問い合わせください)

# 市営墓地へのお供え物は 必ずお持ち帰りください

お墓参りのシーズンです。

墓前に供えた物を放置すると、カラス などを呼び寄せ、墓地が荒らされる原因 となってしまいます。

お供え物は必ず持ち帰り、処分してく ださい。

市営墓地の周囲に住んでいる方や他の 利用者の方、そして墓地で眠るご先祖様 のためにも、きれいな墓地を守るため、 ご協力をお願いします。

